

玉城町役場本庁舎等における BCP 対応システム導入事業仕様書

1. 事業名称

令和6年度 第27号

玉城町役場本庁舎等における BCP 対応システム導入事業

2. 適用

本仕様書は、玉城町（以下、「発注者」という）が解除条件付き公募型プロポーザルで発注する「玉城町役場本庁舎等における BCP 対応システム導入事業（以下、「本事業」という）」に適用し、プロポーザルへの参加者が提案内容を検討するうえで最低限必要と考えられる基本事項を示すものである。

3. 事業の概要

本事業は、環境省の補助事業「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の補助金（以下、「レジリエンス事業」という。）を活用し、本庁舎の脱炭素化とレジリエンス強化の同時実現を目指すものである。本事業は、レジリエンス事業の趣旨を踏まえ、平時の温室効果ガス排出抑制並びに、災害時の事業継続性の向上のため72時間以上の非常用電源の確保も可能となる再生可能エネルギー供給等の機能の発揮との両立が可能となる設備の導入のための設計行い、設計から設備導入工事の施工及び施工監理までを一括して発注するものである。

(1) 事業計画期間 令和6年度～令和7年度

・令和6年度（実施設計）

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

・令和7年度（工事監理、工事）

議会議決の日から令和8年1月30日（金）まで

※契約締結日は、補助金交付決定日以降の日とする。

(2) 事業計画対象地 玉城町役場本庁舎 外

(3) 事業方式 設計・施工一括発注（デザインビルド）方式

(4) 新規導入あるいは更新改修を想定する設備等

太陽光発電設備、蓄電池設備、照明設備、空調設備、電動車等、及びそれらを全体的に制御する機器等。

(5) 設備導入に付帯するもの

レジリエンス事業の交付対象となるもののうち、設備を設置するための機器調達や収蔵する施設の計画検討、測量、調

査、診断、解析、設計、施工、施工監理までを対象範囲とする。

(6) 設備導入に付帯しないもの

既存設備の点検や故障の修繕、本事業に関係のない既存設備の移設、老朽度診断、既存建築物の構造計算や耐震診断、提案者が承諾しない内容や費用は含まないものとする。

(7) 導入設備の検討 導入設備の性能や設備容量等の検討にあたっては、施設利用者や職員の快適性を過度に損なわないように留意すること。

(8) 設備機器の導入 設備の導入に際しては、施設を利用しながらの「居ながら施工」を基本としたスケジュールとすること。また、施設の利用者の安全性の確保には十分に注意を払うこと。

(9) 緊急時の対応 本事業完了後、設備運用の際の緊急時において、迅速な対応が可能である体制を構築すること。

(10) その他 許容荷重の視点から既存建屋への設置が困難な場合は、本庁舎他の機能性及び利便性を損なわない範囲で、既存建屋の部分的な改修による設置提案も可とする。

4. 事業の内容

(1) 実施設計事業

提案内容を基本とした実施計画、実施設計図書の作成及び、必要に応じて測量、調査、診断、解析を実施すること。

(2) 工事監理事業

施工時の工事監理を実施すること。

(3) 設備導入工事

事業対象地へ以下に記載する設備から選択して調達・施工を行う。なお、レジリエンス事業の申請範囲に係る設備については、採択要件を満たす仕様であること。

項番	更新及び導入設備	要件
1	太陽光発電設備及び周辺機器	<ul style="list-style-type: none">・玉城町役場本庁舎及び本庁舎周辺施設の屋上を基本とする。(建物の屋上を使用する場合、既存設備の撤去や屋根防水の改修が必要な場合はその費用を含んで提案すること。その他、事業内容に適した実現可能な設置方法がある場合は積極的に提案すること。)・発電容量の制限はない。(最大限導入すること)・国内メーカー製の製品とする。

2	非常用電源設備 (蓄電池等) 及び 周辺機器	<ul style="list-style-type: none"> ・電源容量の制限はない。(非常時に照明、コンセント負荷(電気通信機器の充電供給設備を含む)等を72時間以上賄える容量) 機器提案時においては、別添資料も参考にすること。 ・設置場所等については、提案による。
3	照明設備	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備を高効率な照明に更新する。 ・設置場所等については、提案による。 ・更新する場合は、庁舎で必要とされる照度を持つ仕様であること。 ・国内メーカー製の製品とする。 ・災害対策時にも円滑な運用ができる構成であること。
4	空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の空調設備について、レジリエンス事業の採択要件を満たした上で空調設備を更新する。 ・設置場所等については、提案による。 ・利用目的や広さに応じて必要とされる冷暖房能力を有すること。 ・集中リモコン・端末等による各種コントロール等が可能なこと。 ・国内メーカー製の製品とする。 ・災害対策時にも円滑な運用ができる構成であること。
5	エネルギーマネージメントシステム (EMS)	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構成及び設置位置等は、提案による。 ・レジリエンス事業の採択要件を満たす仕様であること。 ・環境省に提出する事業報告書の作成に必要な各種データが容易に取り出せること。 ・国内メーカー製の製品とする。
6	電動車	<ul style="list-style-type: none"> ・車種、システム構成及び設置位置等は、提案による。 ・台数はコンパクトカータイプ1台、軽商用タイプ4台、計5台とする。 ・公用車として利用する際に十分な性能を有すること。
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂削減に資する有効な提案等 ・役場および役場周辺施設の実情および状況に配慮すること。 ・役場及び本庁舎周辺施設は埋蔵文化財包蔵地であり、これに関する調査、書類作成などを見込む内容とすること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省施設周辺防音事業 工事標準仕方書（最新版）を遵守すること。 ・関係機関への手続きに関する図面資料等を作成すること。
--	--	--

5. 技術者

受注者は、事業の円滑かつ的確な遂行を図るうえで必要となる以下に示す資格と経験能力を有する技術者を適切に配置すること。

- ・ 1 級電気工事管理技士
- ・ 1 級管工事施工管理技士
- ・ 1 級建築士

また、本事業は、環境省のレジリエンス事業を活用する事業であることから、受注者は高度な技術及び知識を有し、本レジリエンス事業に精通した相当の経験を有する技術者を配置しなければならないものとする。

6. 打ち合わせ協議

事業の円滑な進行を図るため監督職員と緊密な連絡をとり、打合せを行った上で、事業を遂行すること。なお、打合せ後に受注者は記録簿を作成して、発注者に提出することとし、議事録の内容は相互に確認すること。

7. 提出図書

下表の図書を基本として、各 1 部を提出すること。

また、以下のほか、別途指示するレジリエンス事業交付申請及び完了実績報告等に必要となる書類を提出すること。

No.	項目	内容
(1)	実施設計事業 (設計図書)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計概要書 ・ 特記仕様書 ・ 機器表 ・ 配置図 ・ 空調設備図 ・ 照明設備図 ・ BEMS設備図 ・ 太陽光・蓄電池設備図 ・ 充電設備図 ・ 撤去図 ・ 工事費見積書 ・ 各種計算書（設備耐震計算書を含む） ・ 機器仕様書 ・ 概略工程表
(2)	工事監理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書 ・ 工事監理事業報告書（月報・日報）
(3)	設備導入工事 (工事図書)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書 ・ 完成図書 ・ 工事写真
(4)	電子データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の電子データ一式（CD-R等）

8. 資料の貸与

本事業の実施に必要な発注者が所有する資料等については、発注者が受注者に無償貸与するものとし、受注者は、本事業の目的以外に当該資料等を利用してはならない。

なお、受注者は、事業完了後は、速やかに貸与を受けた資料等を発注者に返還するものとする。

9. 必要事項の補充

本事業を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、当然と認められる事項については、受注者の責任と負担において補充するものとする。

1 0. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受注者が「玉城町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定による措置を受けたときは、契約を解除することがある。

1 1. 暴力団等による不当介入を受けた時の対応と義務

- (1) 受注者は事業の履行にあたって暴力団・暴力団関係者又は暴力団関係者又は暴力団関係法人(以下暴力団等という)による不当介入を受けた時は、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否する。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 事業の履行において暴力団等による不当介入を受けたことにより支障及び被害が生じる恐れがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 発注者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、玉城町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により必要な措置を講じる。

1 2. 秘密の厳守

受注者は、本事業の履行中に知り得た秘密情報(発注者が秘密と指定して開示される全ての情報)に関し、次の事項を遵守し適正に取り扱わなくてはならない。

- (1) 受注者は、本事業の遂行にあたって中立的な立場を保ち、事業上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 秘密情報は厳重に管理し、発注者の書面による承諾なしには、これらの秘密情報の全部又は一部を第三者に開示できない。ただし、本事業に直接関係し、その情報が必要と考えられる場合はこの限りでないが、その場合は受注者がその責任を負うものとする。
- (3) 受注者は、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等がないよう万全の注意を払うこと。
- (4) 受注者は、秘密資料を発注者の書面による承諾なしに複写及び複製してはならない。
- (5) 受注者は、秘密情報の運搬時の紛失や棄損、厳重かつ安全な保持のために、また、万一の災害を想定して必要な予防措置を自ら講ずるものとする。
- (6) 受注者は、返却期日までに発注者の秘密資料を全て返却しなければならない。また、発注者による書面での要求があった場合、受注者は、遅滞なくこれらの入手した秘密情報を返却し、この秘密情報を基に作成された全ての秘密資料を発注者に引き渡すか、廃棄又は消去することとする。廃棄又は消去する場合は、その事実を証明する書面を発注者に提出すること。
- (7) 受注者は、本事業の履行において取り扱う秘密情報の漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともにその状況を発注者に報告し、その指示に従うものとする。

1 3. その他留意事項

- (1) 受注者は、本事業の遂行にあたって町と十分に連携しながら作業するとともに、関係する法令等を遵守すること。
- (2) 本事業により作成した成果品及びその他の二次著作物の著作権等については、町に帰属するものとする。
- (3) 第三者が権利を持つ素材を利用する場合は、受注者が著作権者の承諾を得て行うものとし、町が著作権を持つ素材の利用についても同様とする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときには、受注者は、一切の責任を負うものとする。
- (4) 受注者は、本事業の進捗状況について、適宜報告すること。
- (5) 事業委託契約後、契約金額の範囲内において、町と受注者が相互に協議のうえ、必要に応じて仕様書を変更する場合がある。
- (6) その他、本事業を円滑に進めるため、本仕様書に定めのない事項については、町と受注者が相互に協議のうえ、決定するものとする。

以上